

配置医師の初診・再診料について要望書を提出

6月の全施連社員総会で提出決議をした「配置医師問題」で、下記の要望書を厚生労働省障害福祉課と保健局医療課へ提出しました。

2013年6月26日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
課長 辺見 聡 様

要 望 書

一般社団法人全国知的障害者
施設家族会連合会
代表理事 由岐 透

配置医師の初診・再診料請求について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の業務連絡(平成25年3月29日)には、指定障害者支援施設に配置される医師(以下配置医師という)については、障害福祉サービス報酬により人件費を評価していることから、初診料、再診料等の算定ができない。とありますが、指定障害者支援施設には医師の配置が義務付けられております。会計検査院平成3年度決算検査報告<検査の結果>にあるように、「施設に配置されている医師が入所者に行っている健康管理、生活指導は社会福祉各法に基づく施設本来の基本的な業務の一つであり、」「医師の人件費については、入所措置費の一部として国家負担の対象とされえている。したがって、これらについて同医師の所属する医療機関が、初診料、再診料等を診療報酬として別途請求することは適切とは認められない。」とありますが、障害者支援施設(以下「入所施設」)の配置医師に支払われる報酬は診療報酬の対価ではなく、入所施設利用者の健康と生命を守るための健康管理、生活指導の対価であり、実態としては診療報酬とは性格の異なる別個のものであります。

配置医師が具体的に医療行為を行った場合の初診、再診料の請求は当然、配置医師報酬とは別個のものとして請求することは当然であります。

同じ精神科領域であってもテンカンと自閉的行動などは異なる精神科医に診療を受けていることや、配置医師の専門として標榜している診療科目以外の医療については他の医師、医療機関において医療を受けることはしばしばあります。このことについても、初診、再診料の請求ができないことから、施設利用者が結果的に自由に医療を受けることができなく成ります。

医療費削減を目的とするこのような不当な行為は施設利用者の生命が保障されなくなり人権侵害の恐れがあり、到底納得できるものではありません。



発 行 者
一般社団法人
全国知的障害者施設家族会連合会
理事長 由岐 透
編 集
全施連広報部会
住 所
〒650-0016
神戸市中央区橋通 3-4-1
神戸市立総合福祉センター内
☎078-371-3930

障害支援区分に関する意見を募集

来年4月実施を前に厚労省

みんなの声をドンドン出そう

厚生労働省では昨年6月20日に成立した「障害者総合支援法」の「障害支援区分」を26年4月から実施するための準備を進めています。このため、障害支援区分の新判定式(案)や認定調査項目(案)を作成

して、広く国民の皆さんの意見を募集しています。

意見の募集期間が7月1日から31日までと短いのですが、全施連メンバーングリスト通信01503号(7月3日付)事務局からのお知らせのとおり、意見を出される方の制限はありませんので、ドンドン提出して頂くようお勧めします。

全施連としても意見を提出することにしていきます。このため由岐理事長の意見案を7月4日付全施連メンバーングリスト通信01503号で配信しています。支部や個人で意見を出される折の参考に活用してください。

インターネットで、厚労のホームページの「国民参加の場」をクリック↓パブリックコメント(意見公募)をクリック↓その他の御意見募集等・意見募集をクリック↓障害支援区分への見直し(案)についてのご意見募集をクリックすれば、当該事項の詳細や資料を引き出すことができますし、意見の出し方の様式等も判ります。

資料はA4で合計100ページ(A3資料も4ページ)ほどあり大変ですが、ここは頑張つて意見をドンドン出していきます。

2%の障害者に国家予算の20%

障害者年金は日本の4・5倍

持ち家の割賦・食費・光熱水費を支払いなお余裕

ユース第4号にスペースの都合で掲載できなかった、先の全施連社員総会一日目の議案審議に引き続き行われた「デンマーク視察旅行報告」を掲載します。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆
 由岐理事長夫妻、南副理事長夫妻と木村三規子ひょうごかぞくねつと副会長の5名が6月1日から9日まで、デンマークに行つてこられた、その報告です。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆
 以前から交流のあるデンマーク在住の方にプログラムを組んで頂き、主にボーフェレクラブ（共同生活住居）とボーフォーム（住居形態居住施設）を視察しました。
 共同生活住居は戸建ての住居で何棟か点在しており、客室もあり、支援員は常駐せず訪問支援で、住居形態居住施設は一つの建物に数名で住んでおり、支援スタッフが常駐しています。
 デンマークの障害者支援に関する考え方は、利用者の意思を最大限に尊重し、本人の意思に反することをしてはならないことが徹底して

います。

1. 利用者の意思を誰も妨げること
 は出来ない。例えば本人の選択が本人にとって不幸な方向であったなら、不幸にならないように支援をするが、最後は本人の意思が尊重されます。基本は自己決定を尊重するという考えです。

極端な例かもしれませんが、雨中を濡れながら歩くのも本人の意思ならそれを妨げない。また、本人が食べたいのなら食べさせる。その結果が太ったとしてもそれは本人の選択と考える、ということ、日本との文化の違いが感じられる所もありました。

2. デンマークでは障害のある人のあらゆる団体が一つにまとまって政治力があり、国や行政に大きな影響を与えています。

3. デンマークでは全国が5つのブロックに分けられて、その下に98のコミネ(地方自治体)があります。

あるコミネでは人口の2%の障害者に対して全予算の20%を使つて支援しています。国家予算の使い方が根本的に日本と異なり、人が生

きていくために必要なところに予算を使っています。

4. 障害者もコミネからお金を借りて家を建て、月に約38万5千8百円支給される年金の中から13万円を家賃として返金していく形で、食費や電気光熱水費を支払っても手元に8万8千円ほど残ります。入所施設の発展形であり、日本との違いのため息が出る思いでした。

地方ブロックからの便り

九州ブロック

平成19年5月、熊本県支部の呼びかけで第1回全施連九州地方協議会が熊本市で開催されて以来、ブロック協議会は今年第7回を5月21・22日に宮崎県主催で行いました。

これまでの会議は、各県の活動報告と意見交換・情報交換などでしたが、昨年度鹿児島県開催の内容が大会议の研修会であったため、協議会の在り方を改めて検討する必要が生じました。

25年度協議会は、各県の活動報告の他は二日間の会議時間を費やして今後の九州ブロック協議会の在り方について意見を出し合った

約45㎡もある立派な家で、客用ベッドルームもあり、身体的障害があっても家の中の移動もリモコンで楽にできるので重度でも一人で支援を受けて生活できます。

また、知的障害者のテレビ局があり、支援を受けながら誇りを持って実際に放送電波を出しています。今回デンマークを訪問した自分たちも取材されました。

年1回を基準とするが、状況に応じて臨時会議を開くことができる。

6. 開催時期
 七月上旬とする(社員総会前)

関東ブロック

関東ブロック会は昨年5月と1月の2回開催しました。1月のブロック会では南副理事長も交えて、全施連の「家族が求める暮らしのあり方」親の思いを社会に届けたいの提言に関する意見交換を行いました。

平成25年度にはさらなる取り組みを行うためにも、提言の内容の理解を深め、あわせて各県間の情報を交換しあいました。

また、ブロック会の会則、会費等の運営についても定めることになりました。

中国・四国・

近畿・東海ブロック

昨年12月に開催して、由岐理事長、南副理事長も交えて、全施連の提言「家族が求める暮らしのあり方」について、意見交換を行いました。あわせて、高齢化問題など各意見が抱えている問題と対応策について議論を行いました。

- 結果、左記のとおり合意しました。
1. 会の名称
 全施連(全国知的障害者施設家族連合会)九州協議会とする。
 2. 目的
 知的障害者の安心・安全で快適な暮らしを目指し活動する(全施連社員総会の決定事項の推進)
 3. 参加人数
 参加人数は各県2〜5名とするが細部については開催県の計画による(当面会費制にせず、開催費用との関係)
 4. 担当
 開催担当は各県回り持ちとするが、状況に応じて交替することができる。
 5. 開催回数